

〔沿革〕 平成26年12月例規（鑑）第63号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成26年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

千葉県警察の被疑者写真取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉県警察における被疑者写真の取扱いに関し、被疑者写真の管理及び運用に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）及び被疑者写真の管理及び運用に関する細則（平成2年警察庁訓令第6号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 被疑者写真の撮影

(1) 県本部捜査担当課長又は署長（以下「署長等」という。）は、被疑者写真を撮影する場合には、鑑識資料作成処理簿（鑑識資料作成処理簿の運用について（平成26年例規（鑑）第61号。別記様式））の作成番号を細則第1条第2号に規定する撮影番号（以下「写真番号」という。）として撮影するものとする。

(2) 署長等は、当該被疑者が、眼鏡、かつら等を使用しているときは、使用状態及び未使用状態の上三分身の正面像及び右斜側面像並びに全身の正面像及び右側面像をそれぞれ撮影するものとする。ただし、被疑者の左側面に著しい特徴がある場合には、上三分身の右斜側面像に代えて左斜側面像を、全身の右側面像に代えて左側面像を撮影するものとする。

3 身体の拘束を受けていない被疑者の被疑者写真の撮影

署長等は、身体の拘束を受けていない被疑者の被疑者写真を撮影する場合には、指掌紋採取等承諾書（千葉県警察の指掌紋取扱い要領の制定について（平成24年例規（鑑）第52号。別記第1号様式））により、その承諾を得て撮影するものとする。

4 被疑者写真記録の作成

(1) 署長等は、被疑者写真を撮影するときは、当該被疑者を識別するために必要な身体特徴を確認し、測定又は聴取すること。

(2) 署長等は、被疑者写真を撮影したときは、速やかに当該被疑者写真及び当該被疑者の氏名、生年月日その他当該被疑者を識別するために必要な事項を情報分析支援システム（以下「システム」という。）に入力し被疑者写真記録を作成すること。

5 被疑者写真記録の送信

(1) 署長等は、規則第3条第1項の規定により被疑者写真記録を刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に送信したときは、その経過を鑑識資料作成処理簿に記載するものとする。

(2) 署長等は、毎月10日までに前月中に作成した被疑者写真記録について、撮影年月日、写真番号、被疑者氏名等を被疑者写真記録作成通知表（別記様式。以下「通知表」という。）に記載した上、千葉県警察情報管理システムにより鑑識課長宛て送信すること。

(3) 鑑識課長は、規則第3条第2項の規定により被疑者写真記録を警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）に送信したときは、前(2)の規定により署長等から送信を受けた通知表を印字出力し、その経過を同通知表に記載すること。

6 被疑者写真記録の抹消

鑑識課長は、規則第5条に規定する被疑者写真記録の抹消事由が発生したときは、犯罪鑑識官に被疑者写真記録の抹消を依頼すること。

7 被疑者写真照会

(1) 署長等は、規則第6条及び細則第3条の規定により被疑者写真照会をするときは、システムにより照会するものとする。

- (2) 署長等は、前(1)の照会を行ったときは、別に定めるシステムによる照会及び出力資料の管理要領（以下「システム管理要領」という。）に基づき、その照会状況を明らかにしておくものとする。
- (3) 署長等は、前記(1)の照会の結果、得られた被疑者写真記録を印字出力し、又は同記録のデータを外部記録媒体に出力したときは、システム管理要領に基づき、その処理状況を明らかにしておくこと。

以下様式省略